

七尾市ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針に関する質問への回答

令和元年10月15日
七尾市

1. 実施方針に関する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	5	第1章	1	(9)	イ(イ)	「排出事業者より直接搬入された処理対象物」とありますが、具体的には紙類や食品残渣、廃食用油、木くずなどの事業系ごみとの理解でよろしいでしょうか。	事業系ごみの内、産業廃棄物を除く事業系一般廃棄物が対象となります。
2	4	第1章	1	(8)	事業スケジュール(予定)	落札者の決定・公表(令和2年4月下旬)から、仮契約の締結(令和2年5月下旬)までゴールデンウィークを挟み約1ヶ月となっております。本事業は複数社での特別目的会社(SPC)の設立となるため、設立に1.5ヶ月~2ヶ月かかる推測でございます。落札者決定公表を前倒ししていただくか、本契約事項から、運営・維持管理業務委託契約を削除し、建設期間中に改めてSPCを設立し、契約をさせていただくことは可能でしょうか。	実施方針のとおりです。このスケジュールで進められるよう、事業者側においても事前に必要な準備等を行ってください。
3	5	第1章	1	(9)	イ(エ)	「本市が指定する処分先」について、指定場所およびご提示時期をご教示願います。	入札公告時に提示します。
4	5	第1章	1	(9)	イ(オ)	「本市が指定する処分先」について、指定場所およびご提示時期をご教示願います。	No.4の回答と同じです。
5	9	第2章	3	(2)	イ	『建築物建設企業については、本市の競争入札参加資格者名簿で「建築一式工事」の登録があり』とありますが、令和2年2月の入札参加資格審査申請(第2回追加登録)にて登録が不備なく受理された場合も要件を満たすと考えて宜しいですか。	参加資格確認申請時において本市の入札参加資格名簿に登録されている必要があります。
6	9	第2章	3	(3)	ア	「平成20年4月1日以降に稼働した」の記載は、平成20年4月1日以前から現在稼働している施設も運転実績要件を満たしていると考えても宜しいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
7	11	第2章	3	(5)	—	建設特定JVを組むにあたり、JV構成員は、現時点で貴市の入札参加資格名簿に記載されていなくてもよろしいかご教示ください。	No.5の回答と同じです。
8	23	—	別紙2	リスク分担保	物価・金利の変動	注2：(運営・維持管理業務に関して1.5%を想定。)までの変動は事業者の負担であり、とありますが、基準値は応札時を基準とする理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。

2. 実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
1	4	第1章	1	(8)	事業スケジュール(予定)	入札公告から提案書類提出の間に、質問の機会が1回しか設けられていませんが、不明点・疑問点等を十分に明らかにし、本施設に対するご要望に沿った提案をさせて頂くために、入札公告後2週間程度で1回追加していただくことを希望します。
2	23	—	別紙2	リスク分担保	—	建設予定地は、旧第1衛生処理場跡地であるため、リスク分担保に土壌汚染リスクの項目の追加、及び土壌汚染に関するの情報提供について、ご検討をお願いします。
3	22	—	別紙2	リスク分担保	物価・金利の変動	「施設共用開始前のインフレ・デフレ(建設費等に関するもの)」について事業者側が主分担となっておりますが、建設工事契約において国土交通省 公共工事標準請負契約約款25条(スライド条項)と同様の措置を希望します。